



(公印省略)

こ未来第1997号  
令和2年3月27日

幼児教育・保育施設 管理者 殿

大分県福祉保健部こども未来課長

新型コロナウイルス感染症対策のための保育所等の対応について

平素より、幼児教育・保育行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回の新型コロナウイルス感染者の増加を踏まえ、子どもの登園停止に該当しないにもかかわらず、感染への不安から、医療関係者の子どもの登園自粛を要請するなどの相談が寄せられています。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の対応について、別紙により子どもが感染した場合や保健所から濃厚接触者に特定された場合以外は、登園自粛を要請することのないよう正しい理解と適切な対応をお願いします。

併せて、感染の拡大防止、風評被害の防止、個人情報保護の観点から感染者やその家族の人権及びプライバシーに特段のご配慮をお願いします。

担 当：幼児教育・保育班 渋谷  
電 話：097-506-2714  
F A X：097-506-1739  
E-mail：shibuya-kenji@pref.oita.lg.jp

## 新型コロナウイルス感染症対策のための保育所等の対応について

(令和2年3月27日時点) <大分県こども未来課>

### 1 園児や職員が感染者となった場合について

- ①当該施設については、当面2週間の臨時休園等を要請する。
- ②濃厚接触者として特定された園児又は職員は感染者と最後に接触した日から起算して2週間の自宅待機を要請する。
- ③濃厚接触者として特定されなかった園児又は職員は、感染者と最後に接触した日から起算して2週間は健康状態を確認する。

### 2 園児や職員が濃厚接触者と特定された場合について

- ①園児や職員等が感染者の濃厚接触者と特定された場合には、感染者と最後に接触した日から起算して2週間の自宅待機を要請する。  
※濃厚接触者か否かの判定は、保健所の判断による。
- ②濃厚接触者がPCR検査の結果、「陰性」と判定された場合も、上記①と同様に、感染者と最後に接触した日から起算して2週間の自宅待機を要請する。

### 3 濃厚接触者ではないが、PCR検査が実施された場合について

- ・感染者が発生した医療機関等において、感染経路の特定等の観点から、濃厚接触者に限らず、勤務している医療関係者も含め全ての職員及び入院患者にPCR検査を実施する場合があります。勤務している医療関係者等(=濃厚接触者ではない)のPCR検査が「陰性」であれば、引き続き勤務が可能(自宅待機不要)状況であるため、その子どもの登園自粛は要請しないこと。

### 4 発熱等の症状のある園児や職員の対応について

- ①登園・出勤前に各自で体温を計測し、発熱(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。)や呼吸器症状(以下「発熱等」)が認められる場合には登園・出勤しないことを徹底する。
- ②園児や職員で、過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様の取扱いとする。
- ③受診する場合には、まずは、かかりつけ医に電話して症状を伝えてから受診すること。風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合や、強い倦怠感や息苦しさがある場合は、最寄りの保健所に相談すること。

#### 【子どもの登園が可能な場合】

- ◎子どもが新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と保健所から特定されていなければ、登園は可能です。たとえ、同居親族が、濃厚接触者と特定されても、子どもが濃厚接触者と特定されていなければ登園できます。